

平成30年度

岡山県国民健康保険運営協議会  
(第1回)

参考資料

平成30年8月30日

岡山県保健福祉部

1	国民健康保険広域共同事業(広報)	-----	2
2	平成30年7月豪雨における支援	-----	6

# 1 国民健康保険広域共同事業(広報)

# 国民健康保険広域共同事業について

国民健康保険広域共同事業…国民健康保険保険者機能強化基金を活用して、県、市町村が共同し、広域的に行うことが効果的、効率的な普及啓発事業等を実施する。

〔国保連合会共同事業〕



特定健診受診率・特定保健指導実施率向上など医療費適正化に繋がるものを実施

## 今年度実施（予定）事業

1. テレビCM放送（特定健診・特定保健指導の受診勧奨）
2. ポケットティッシュ作成（〃）
3. ポスター作製、配布（第三者行為による傷病届勧奨）等

# テレビCM放送（特定健診・特定保健指導の受診勧奨）

- 放送期間：8月1日～8月31日（RNC、RSK）
- 18時～23時までの時間帯を中心に77本放送

## 「メタボ猫篇」

①



こう見えて  
私って42歳

②



メタボになると高血圧や  
糖尿病のリスクが高くな  
る可能性があります

③



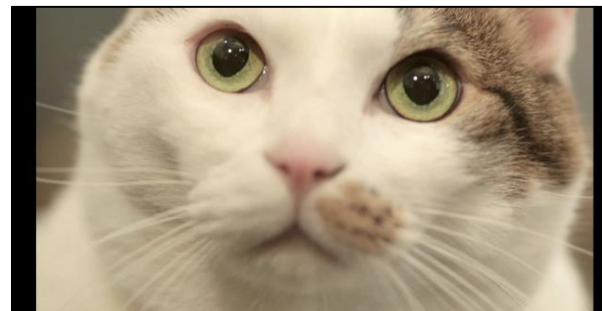
猫ってどうなの

④



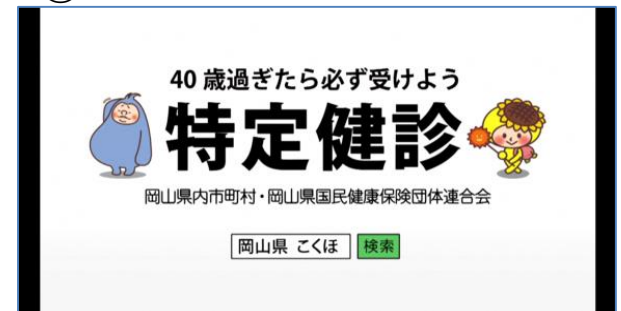
1年に1度は  
特定健診を

⑤



だから猫は

⑥



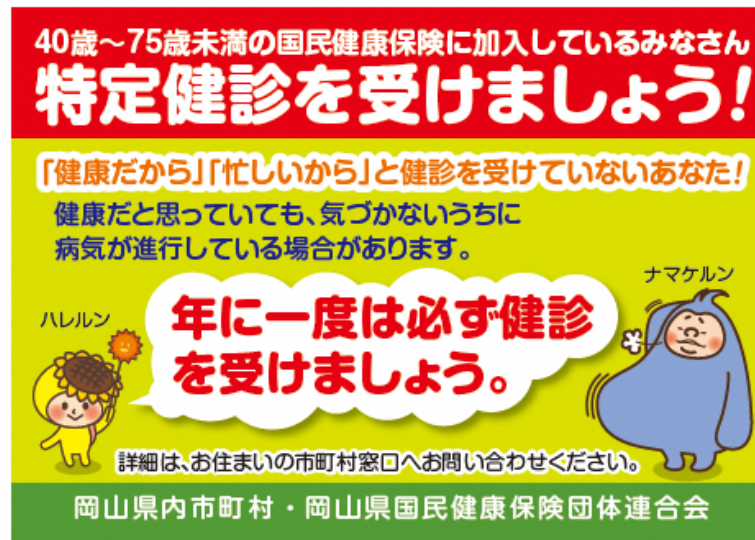
※他 別内容1篇

# ポケットティッシュ作成・ポスター制作、配布

## 1. ポケットティッシュ作成(特定健診・特定保健指導の受診勧奨)

- 作成個数：約20,000個
- 6月に各市町村に希望数を配布済み

### 【ポケットティッシュパッケージ】



## 2. ポスター作成(第三者行為による傷病届勧奨)

- 作成枚数：約4,000枚
- 9月・10月を目途に医療機関へ国保連合会から発送予定

## 2 平成30年7月豪雨における支援

# 国民健康保険制度における支援

## 1 被保険者証がなくても医療機関等の受診が可能

被保険者証等の提示ができない場合でも、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）を伝えることで、医療機関等を受診することができる。

## 2 医療機関等での一部負担金支払の免除

居住する住宅の全半壊、床上浸水等の一定条件に該当する場合、医療機関等での一部負担金支払が免除される（現金がなくても受診できる）。

## 3 保険料(税)の減免

主たる生計維持者の死亡や事業収入等の減少、居住する住宅の全半壊、床上浸水等の一定条件に該当する場合、市町村の条例に基づき、保険料(税)の徴収猶予や減免を受けられる。

上記の一部負担金支払の免除や保険料(税)の減免を行った災害救助法の適用市町村については、国基準に従い財政支援が受けられる予定



## 平成30年7月豪雨による被災に伴う国民健康保険及び後期高齢者医療制度の取扱いについて

[印刷用ページを表示する](#) 2018年7月30日更新 / [長寿社会課](#)

[平成30年7月豪雨に関する情報【関係通知等】](#) (厚生労働省ホームページ)

平成30年7月豪雨による被災に伴う国民健康保険・後期高齢者医療制度の取扱いについては、次のとおりとなりますので、内容をご確認ください。

### 厚生労働省からの通知等

#### 1 保険証がなくても医療機関等を受診できます。

被災に伴い、保険証を紛失または自宅等に残して避難している方は、次の事項を医療機関等にお伝え頂ければ、保険証がなくても保険医療を受けることができます。

- [1] 氏名
- [2] 生年月日
- [3] 電話番号等 (連絡先)
- [4] 住所等 (※)

※国民健康保険の場合は住所、国保組合の場合は住所及び組合名、後期高齢者医療制度の場合は住所

#### 2 窓口負担が免除されます。

【平成30年7月豪雨で被災された皆様へ】 一定の条件に該当する場合、医療機関などで診療を受ける際の一部負担金等の支払いが免除されます。

平成30年7月豪雨で被災された方が、医療機関などで診療を受ける際に、医療機関等の窓口で、次の1～5に該当する旨を申告することで、一部負担金の支払いが免除されます。

1. 住家の全半壊、全半崩、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
2. 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
3. 主たる生計維持者の行方が不明である場合
4. 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
5. 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

一部負担金の支払いが免除されるのは、次の保険者に加入されている方です。

・岡山県の市町村国保 (災害救助法の適用市町村(\*1))、岡山県医師国保組合、

中四国薬剤師国保組合、岡山県建設国保組合、岡山県後期高齢者医療

(\*1)岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、

赤磐市、真庭市、浅口市、早島町、早良町、鏡野町、西粟倉村、吉備中央町、

矢掛町

介護保険の利用料についても、同様の免除措置があります。

この取扱いの期間は、平成30年10月未までの診療、調剤及び訪問看護です。

【参考資料】

 [保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます。 \[PDFファイル/268KB\]](#)

【関係通知】

 [平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて \(国保・後期\) \[PDFファイル/278KB\]](#)

 [平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて \(国保・後期\) その2 \[PDFファイル/626KB\]](#)

【医療機関の方々へ】平成30年7月豪雨で被災された患者で一定の条件に該当する方の一部負担金等は、窓口で受けとる必要はありません。

平成30年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村に住所のある患者で一定の条件に該当する方について、平成30年10月未までの診療に係る窓口での一部負担等の支払いを受けとる必要はありません。詳細は、以下の通知等をご確認ください。

【参考資料】

 [医療機関・薬局の方々へ \[PDFファイル/164KB\]](#)

【関係通知】

 [平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて \[PDFファイル/278KB\]](#)

 [平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて その2 \[PDFファイル/626KB\]](#)

#### 3 保険診療関係等及び診療報酬の取扱い

 [平成30年7月豪雨に関する診療報酬等の請求の取扱いについて【国保・後期高齢者医療制度関係】 \(H30.7.30事務連絡\) \[PDFファイル/260KB\]](#)

 [平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による被災に伴う保険診療関係等及び報酬の取扱いについて【国保・後期高齢者医療制度関係】 \(H30.7.9事務連絡\) \[PDFファイル/337KB\]](#)

 [平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による被災に関する診療報酬等の按分方法等について【国保・後期高齢者医療制度関係】 \(H30.7.10\) \[PDFファイル/133KB\]](#)

 [別紙 平成30年台風7号等大雨による被災に関する概算による診療報酬請求に関する届出書 \[PDFファイル/56KB\]](#)

 [\(別添1\) 平成30年台風7号及び前線等に伴う大雨による被災に伴う保険診療関係等の取扱い及び診療報酬の取扱いについて \[PDFファイル/326KB\]](#)

 [\(別添2\) 平成30年台風7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について \[PDFファイル/741KB\]](#)

 [平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に伴う療養の給付費等の書面による請求について \(H30.7.10事務連絡\) \[PDFファイル/341KB\]](#)

 [【別添】届出様式 \[Excelファイル/62KB\]](#)

 [保険証を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱い等 \(H25.1.24事務連絡\) \[PDFファイル/258KB\]](#)

 [平成30年7月豪雨で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて \(H30.7.12事務連絡\) \[PDFファイル/719KB\]](#)

 [平成30年7月豪雨の被災者に係る医療保険の一部負担金の還付等に関するQ & A \(H30.7.27事務連絡\) \[PDFファイル/372KB\]](#)

#### その他リンク集



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。  
Adobe Readerをお持ちでない方は、[バナーのリンク先からダウンロード](#)してください。(無料)

このページを見た人は、こんなページも見ています

# 被保険者向け チラシ

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ  
**保険証や現金がなくても**

**医療機関等を受診できます**



○ **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

**(平成30年10月末まで)**

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方  
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

## 対象保険者

〔岡山県〕  
岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市  
浅口市 都窪郡早島町 浅口郡里庄町 苫田郡鏡野町 英田郡西粟倉村 加賀郡吉備中央町  
小田郡矢掛町 岡山県医師国保組合 中四国薬剤師国保組合 岡山県建設国保組合  
岡山県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○ なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○ **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

# 医療機関向け チラシ

医療機関・薬局の方々へ



**被災された方々が診療に見えた際には  
下記の点にご留意ください。**

## 1. 保険証の提示がなくても保険診療ができます

被災により、患者さんが保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、患者さんの

- ・氏名、生年月日 ・連絡先(電話番号等)
- ・加入している医療保険者が分かる情報

(被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所又は組合名、後期高齢者医療の場合は住所)  
を確認し、**保険診療として取り扱うことができます。**

## 2. 以下の方々については、平成30年10月末までの診療等に係る窓口での一部負担金等の支払いを受け取る必要はありません

以下の(1)(2)の両方に該当する患者さんからは、窓口で**一部負担金等を受け取る必要はありません。**(被災地以外の医療機関・薬局においても同様です。)

(1)平成30年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

- ①災害救助法適用市町村の一部の市町村国保及び災害救助法適用の市町村が所在する府県の後期高齢者医療
- ②協会けんぽ、一部の健保組合

(詳細は、厚生労働省HP「平成30年7月豪雨関連情報」における「平成30年7月豪雨で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。)

(2)以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨  
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

医療機関・薬局は一部負担金等の額も含めた全額を保険請求してください。